

クロムウェル護国卿体制における共和派の政治理念コモンウェルスメン

大澤 麦

一、問題の所在および分析視角

本稿は、十七世紀ピューリタン革命の後半期、O・クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599-1658) が成文憲法「統治章典」(一六五三年十二月十六日発布) によって樹立した護国卿体制 (the Protectorate, 1653-59) 下で活動した共和派 (Commonwealth-men) の政治理念を、同時代の歴史的・政治思想的文脈に即して明らかにせんとするものである⁽¹⁾。

この体制においてクロムウェルが就任した護国卿 (Lord Protector) は、一院制の議会と立法権を共有し、国務会議 (Council) の補佐で執行権を行使する終身の官職であった⁽²⁾。それにはまた、陸海軍の指揮権と戦争・講和・外交に関する強力な権限が付与されたほか、緊急時における法の改変・廃止・制定、そして人民への課税等に関する主導権が認められていた⁽⁴⁾。こうした点から、それは通俗的には、国王殺し (regicide) の篡奪者クロムウェルへの権力の集中とその暴政が最も露骨に現れ出た体制だと見られることが多い⁽⁵⁾。しかし、イギリス近代史におけるク

ロムウエル像をさらに遡ってみると、彼の歴史的評価を初めてプラスに転じる試みを為したと言われるT・カーライル以前においてさえ、クロムウエルの支配に対する評価は決して圧政一色に塗りつぶされてきたわけではない。⁽⁶⁾ここで本稿が注目したいのは、この暴君クロムウエル像の原型を最初に作ったのが、ほかならぬ一六五〇年代の共和派と呼ばれる人々であったことである。すなわち、極めて漠然とした‘Commonwealth-men’という用語に、王制ないし「一人支配」(one-man rule)の否定と議会主権の支持を表明する一派、すなわち共和主義者という意味が明確に付与されたのは、一六五三年の春から五四四年の前半期にかけての、護国卿体制の成立期にはかならなかつたのである。

周知の通り、共和制イングランドは一六四九年一月の国王チャールズ一世の処刑を受けて、同年三月に発布された「国王も貴族院もない、……コモンウェルスにして自由な国家」の宣言(いわゆる共和国宣言)によって始まる。⁽⁸⁾当初この体制を公式に支えたのは所謂一院制のランプ議会(残部議会)、すなわちニュー・モデル軍に背く保守的な多数派の議員(政治的長老派)を肅清し(一六四八年十二月のプライド大佐の肅清)、さらには貴族院を廃止(一六四九年三月)した後の「残骸」(Rump)と化した議会であったが、こうした成立経緯からして、この「自由な国家」の出現が軍の暴力に負っていたことは誰の目にも明らかであった。この体制の正当性に自信を持ってないランプ議会が取った策は二つあった。ひとつはJ・ミルトン(John Milton, 1608-74)とM・ニーダム(Marchamont Nedham, 1620-78)とが二人の腕利きの広報官によるプロパガンダであり、もうひとつが「共和国臣従契約」(Engagement)の強制であった。ごく概括的に述べれば、前者からは主として古典的共和主義の言説による体制の弁護論が展開されたのに対して、後者はピューリタニズムに連なる契約の原理に立脚していた。⁽⁹⁾しかし、もちろん両者の言説は至る所で交錯しており、明快に二分できるものではない。むしろ後述する通り、この二つの言説の

協働ならぬ混在のなかにこそ、一六五〇年代の共和派の理念の基本性格を読み取る鍵が潜んでいると考えられるのである。

護国卿体制の形成は、一六五一年九月、アイルランドとスコットランドの反革命勢力の制圧を終えたクロムウエルのロンドン帰還後、ランブ議会の脆弱な正当性を解消するために総選挙を望む軍と、逆に軍の削減計画を持ちだしたランブ議会との対立が端緒となった。このときの議会の中心人物が後に共和派の代表格と目されるH・ヴェーン (Henry Vane the Younger, 1613-62) であつた。そうしたなかで、五三年四月にクロムウエルは議会の武力解散を断行し、同年七月には彼と軍の士官会議 (Council of Officers) とが指名する一四〇人の議員で構成される「指名議会」を誕生させるが、この議会の活動にすら満足できない軍は同年十二月に国家の全権力をクロムウエルに移譲することを決定した。彼がイングランド史上初の成文憲法「統治章典」の規定に基づいて護国卿に就任するのは、その数日後である。そして共和派は、この一連のクロムウエルの行動を批判する人々に付された呼称であつた。⁽¹⁰⁾ 彼らは共和国の大義を裏切つたクロムウエルに、公共善に背いて私的利益の追求に権力を用いたスチュアート家の暴君の腐敗した姿を投影させた。護国卿体制を廃止し、一六四九年当初の「自由な国家」を再生させることが彼らの行動の名目になつた。この理念は、特に五六年以后、「古き良き大義」(good old cause)⁽¹¹⁾ というスローガンで象徴されることになる。

したがって、この共和派の理念の解明においては、まずそれと一六四九年の共和国の政治原理との関係を問うことから始めなくてはならない。しかしその際に注意すべきは、共和制イングランドが確たる政治理念に基づいて構築されたものではなかつたことである。先にも触れたとおり、「自由な国家」は軍の強権によつてデ・ファクトに形成されたもので、共和主義の政治原理によつて準備され、基礎づけられたものでは全くない。⁽¹²⁾ 言い換えれば、既

成事実として存在する共和国を事後的にどう正当化し、あるいは改善するかがその共和主義の中心内容に据えられる。このことは、共和主義が厳しく既存の現実の枠組みに規定されるか、あるいはまた、(J・G・A・ポーコックの言うようにそれが「言語であり、プログラムではなかった」とすれば)⁽¹³⁾ 逆に現実から遊離したユートピア、せいぜい現実の外在的批判を旨とする風刺やアイロニーのなかに居場所を求める存在になりかねないことを意味するであろう。⁽¹⁴⁾ だとすれば、ここで浮かび上がるのは、護国卿の一人支配と暴政への批判を旨とした共和派の理念が、その内実は護国卿体制の構造と原理に著しく規定され、依存していたのではないかという仮説である。⁽¹⁵⁾ さらに言えば、共和派の共和主義は護国卿体制の提供する枠組みのなかで初めて明確な輪郭を与えられ、現実への着床を目指しうるプログラムになり得たのではないか。そして、もしそうであるとすれば、護国卿体制こそ共和国の大義を裏切ったのではなく、実はそれを体現せんとした体制だったということになるかもしれない。

ところで、本稿が「共和派」という訳語を当てて主題に取り上げたコモンウェルスメンは、これまでも護国卿体制崩壊から王政復古に至る混沌期を描き出す際に欠かせない素材・エピソードとして、しばしば歴史家たちに注目されてきた。⁽¹⁶⁾ また彼らは、J・ハリントン (James Harrington, 1611-1677)、M・ニーダム、J・ミルトンといった当時の共和主義政治思想の「カノン」⁽¹⁷⁾ の背景として言及されることも少なくなかった。⁽¹⁸⁾ しかし、これらの場合において、彼らは「共和派」と呼び得るような、ひとつのまとまった思想集団とみなされてきたわけではない。それどころか、護国卿の一人支配に異議を唱えて螻蛄の斧を揮う人々、あるいは不可避的に迫る王制復古を時代錯誤的に阻止せんとする人々を、便宜的に一括して指し示す用語がコモンウェルスメンであったと言えないわけではない。だから、彼らの間のイデオロギーの一貫性や共通の思想的背景が真剣に探求されることもなかったのである。それに対して本稿は、こうした彼らに対する従来の粗雑な扱いを超えて、護国卿体制下の共和主義の基本性格

の探究という観点から、彼らの政治思想的意義を究明する試みなのである。

このように述べると、直ちにC・ロビンズの古典的研究、すなわち『十八世紀のコモンウェルスIIマン』とその姉妹編とも言うべき同編著『二つの英国共和主義トラクト』が想起されるかも知れない¹⁹⁾。彼女こそコモンウェルスIIマン(メン)という用語を最も早く政治思想史の中心のカテゴリとして導入せんとしただけでなく、J・G・A・ポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』²⁰⁾に先立って、十八世紀英米における上記の共和主義政治思想の「カノン」の意義を強調した思想史家であったからである。しかし、ロビンズの研究に依拠して十七世紀のコモンウェルスIIメンを解釈することには、二つの問題があると考える。ひとつは当然のことながら、ロビンズの研究の重点が十八世紀に置かれているため、そこではその視座から十七世紀政治思想がひと括りに捉えられて、その解釈と評価が施されている点である。その結果、十七世紀イングランドの分水嶺とも言える国王空位期と王制復古期との間の政治思想の質的相違を明瞭に捉えることが、ここでは蔑ろにされている。そして、もうひとつは『十八世紀のコモンウェルスIIマン』の副題に現れる「チャールズ二世の王制復古から十三植民地との戦争に至る英国自由主義思想」という言葉が象徴するように、ここでは自由主義と共和主義との区別がほとんど自覚的になされていないことである。これは、自然権理論や契約論の系譜にある自由主義との区別に依拠した、ポーコックやQ・スキナーやB・ウォーデンの共和主義解釈の影響を受けた世代には容易に得心のいかない思想史叙述である²¹⁾。ロビンズの言う「十八世紀のコモンウェルスIIマン」は名誉革命の公式原理となったホイッグ主流派の寡頭支配体制からはみ出た「古きホイッグ」(Old Whig) あるいは「真正ホイッグ」(Real Whig)の系譜に位置する思想家、活動家であった。彼女によれば、彼らの思想の中核は混合政体(ゴシック政体)論、被治者の同意による統治の原則、反暴政論、官職のローテーション制、腐敗の観点からの反党派政治、宗教的寛容論などであり、これらはアメリカ独立革命を

経て合衆国憲法に多大な影響を与えることになるのであった。ここで注意すべきは、こうした政治原理の形成に、ロビンズ思想史学においては、J・ロック (John Locke, 1632-1704) も重要な「カノン」のひとりとして、叙述の中心から決して外されていないことである。⁽²²⁾ ポーコックの仕事のひとつの意義は、ロビンズにおいて共和主義的要素と自由主義的要素が未分化にされていたコモンウェルスマンの政治思想から、とくに前者の意味と意義を抽出し、その思想的淵源からアメリカの建国の理念を検証して見せたことにあると言える。彼の思想史学において、ピューリタンの契約概念とロックの契約説との連関が「神話」として一蹴されるのも、ここに起因している。⁽²³⁾ そして、過去四十年における『マキアヴェリアン・モーメント』への諸々の批判のなかでも際立っていたのが、主にアメリカの研究者たちによる、このポーコックのロックに対する扱いの粗雑さへの批判であった。⁽²⁴⁾ これはそもそも古典的共和主義あるいは政治的人文主義といった、他とは区別される独自の思想的潮流というものが近代世界に本当に存在したのかという、ポーコックないしスキナーのテーゼの根幹を揺り動かすような問題提起と並走する形で進んでいった。⁽²⁵⁾ つまり、ここに近世共和主義は、ポーコックを巡る論争を介して、再び自由主義との「未分化」の状態に回帰しつつあるように見える。

共和主義の思想史を書く取り組みは、これまでもなされてきた。⁽²⁶⁾ ただし、対象とする時代と地域を広げて包括的な作品を書くこととすればするほど、自から「共和主義」が表象する外延が広がり、結果的にそれと隣接する諸思潮との差別化が難しくなることも事実である。そのため、本稿では、当面考察の焦点を限られた時期の一定の諸条件の下で展開された思想に合わせ、それが状況の推移とともにどのように変質するかを追うという手法を取った。その際に注意したいのは、十七世紀中期のイングランドにおける‘republic’あるいは‘commonwealth’という概念と現実に存在した共和政体との関係である。ポーコックは、共和制イングランドが元来明確なヴィジョンもなく、

内戦の結果として偶然的に成立したものだとし、「イデオロギー的な共和主義が王制の没落の原因として働いたというより、ある意味で王制の没落が人々を共和主義者にした」と述べている。⁽²⁷⁾ また、ウォーデンも「イングランドの共和主義はイングランド内戦の創造物だったのであり、その原因ではなかった」と言う。⁽²⁸⁾ つまり、十七世紀イングランドの共和主義は一六四九年の国王処刑と共和政体の出現を待って始動するという理解である。⁽²⁹⁾ この見解は、研究者たちの間で今日広く共有されている。しかし、実際に共和国のシナリオは、それに先立つ一六四七年からクロムウェルを中心とするニュー・モデル軍とレヴェラーズとの間で練られていた。それが『人民協約』、『軍の抗議』、『士官人民協約』を経て、最終的に護国卿体制の成文憲法「統治章典」へと結実する契約論を基調にした政治理念の流れである。本稿では、これを国王空位期に始動するニードム、ミルトン、ハリントンらの共和主義とは区別されるもうひとつの共和主義として捉える。⁽³⁰⁾ そして、この二つの共和主義が融合するのがほかならぬ一六五四年からの護国卿体制であったというのが、本稿が論証しようとする仮説の眼目である。そして、このように考えるとき、我々は王制復古期のH・ネーヴィル (Henry Neville, 1620-1694)・A・シドニー (Algernon Sidney, 1623-1683)らの共和主義(ネオ・ハリントン主義)、そして十八世紀のコモンウェルス＝マンたちの政治思想の基本性格をもより明快に理解できる視座を手にするであろう。

以下、本稿では以上の仮説を検証するために、まず一六四九年の「自由な国家」の意味を、それを巡る二つの共和主義の言語に即して考察する。次いでそれらが護国卿体制下で融合することにより、どのような形で共和派の理念が形成されるかを検討したい。そして、その過程において、共和制の問題を考えるうえでも、やはりピューリタニズムの国教会制度改変のヴィジョンが重要な意味をもったことも併せて示していきたい。

先に一六四九年に出現した「自由な国家」の正当性を巡っては、古典的共和主義と契約論という二種類の言説が関わったと述べたが、後者の「共和国臣従契約」に関しては様々な立場の論者が加わった一大論争が起こった。危機的な状況に臣民の忠誠宣誓を求めることはイングランド王国の伝統的な手法であったが、この「臣従契約」がかつてない規模の物議を醸したのは、「国王殺し」と国制の破壊とを如何に正当化しうるかという深刻な決議論的難題への解答を契約（署名）当事者に求めたからである。ここでひと際重要な意味をもったのが、デ・ファクト理論であった。長老派議員でありながら「契約」に署名したF・ラウスによれば、現在は無秩序の回避こそが最重要課題なのであって、現行の権力が不正であることは服従を拒む理由にはならない。³³これは、現政権への服従行為は正邪や罪の問題から自由な「無規定事項」(adiaphora)だとする示唆であった。ランプ議会のスポークスマンのニードムとなるとさらに露骨な議論が現れる。彼は『イングランド共和国の主張』のなかで、「剣の力こそが統治権の礎」であり、人々の服従義務は統治権力が存在しているという事実を負うのであって、このことを否定すれば保護も秩序も成り立たないと主張する。³⁴ここから彼が導き出すのが征服理論であった。いわく、征服者は被征服者の意志を考慮することも、それ以前にその地域で機能していた法や国制に従う必要もなく、ただ自らの保全に最も役立つ統治形態を樹立してよい。³⁵彼はこの原則から内戦に勝利した現政権を征服者と位置づけ、被征服民の「同意」ではなく、「獲得方式」(by way of acquisition)による統治権力の正統性を前面に押し出す。「征服者がどのような統治を好んで立てようとも、人民は選挙権を失っている以上、あたかも人民の同意があったかのごとく、それはデ・ユールに妥当しなくてはならない」のである。³⁶こうしたデ・ファクト理論は、一定の説得力をもった。ただし、この論

法に徹頭徹尾依拠する限り「臣従契約」などという面倒な手続きは不要であるばかりか、征服者が共和政体を選択しなくてはならぬ必然性はない。つまり、この理論では共和国を弁証することはできないのである。

これに対し、軍には国王処刑以前からの共和国樹立のシナリオがあった。一六四七年十一月の軍総評議会 (General Council of the Army) とその関連委員会、通称「パトニー討論」(Putney Debate) において、クロムウェルとその右腕 H・アイアトン (Henry Ireton, 1611-51) は「レインバラ」(Thomas Rainsborough, 1610-48)・J・ワイルドマン (John Wildman, c.1621-93)・M・ペティ (Maximilian Petty, 1617-61?) のレヴェラーズの論客たちと、後者の提案する一院制の共和制モデルを採った成文憲法草案『人民協約』の審議を行うが、それはまさに王制廃止後のイングランドの青写真の検討であった。⁽³⁷⁾ 本稿ではこれを共和主義の一類型として捉えることにする。⁽³⁸⁾ 『人民協約』は内戦にある現状を前国家的な自然状態とみなし、これに賛同して「署名」＝契約する者を公民となし、彼らの選挙によって選出される単一の代議院 (Representative) により統治を行う国家、すなわち社会契約による共和制の樹立を企図したものであった。⁽³⁹⁾ その意味で、それは既存の国家への服従を求める「臣従契約」とは正反対の発想を有しており、為政者と人民との主従関係を逆転させる。『人民協約』の代議院には立法権、執行権、外交権等々、すべての国家権力が付与されるが、それは人民からの「信託権力」に過ぎず、人民の持つ根源的な権力と信託の範囲を超えてはならない。⁽⁴⁰⁾ 『人民協約』は人民が国家設立後も常に不可侵の権利として留保する「生来の権利」(native Rights) として、①宗教および神礼拝についての権利、②兵役拒否の権利、③内戦中の言動について免責を受ける権利、④法の前の平等、⑤人民の安全と福祉に対して破壊的でない良き法を持つ権利、の五つを挙げているが、これらを保全することが国家の義務となる。レヴェラーズはこの『人民協約』の基本的な考え方をクロムウェル、アイアトンら軍の幹部に説得することに一応成功を収めた。⁽⁴¹⁾ そして、軍はレヴェラーズとの更なる折衝の後、紆余曲

折を経てアイアトンのまとめた成文憲法草案『士官人民協約』を、国王処刑の十日前、一六四九年一月二十日にランプ議会で審議を求めて提出するのである、——もつとも、『士官人民協約』は結局のところ棚上げにされてしまふのではあるが。

他方、実際に採用された方の「臣従契約」も難航した。それは一六五〇年一月一日までにイングランドの十八歳以上の全男性に忠誠の署名を求めたものであったが、署名者が思うように集まらず、期限が三月二十五日までに延長されただけでなく、当初は議会の粛清、国王裁判、国王処刑の三項目の承認が盛り込まれていた「契約」内容が徐々に削ぎ落とされていき、最終的には署名者の良心的葛藤を最小限に抑えるために、次の文言にまで簡素化された。「私は、現在樹立されている国王や貴族院のないイングランドのコモンウェルスに対して、誠実にして忠実であることを宣言し約束する」⁽⁴⁵⁾。このことは共和国の支持者がいかに少なく、その共同体的基礎がいかに狭隘で脆弱であったかを露呈させることになった。

こうした状況と並行して、国の内外に対して共和国の弁護を展開したのが、政府の広報官ミルトンとニーダムの二人であり、彼らはレヴェラーズの契約論とは異なるタイプの、すなわち古典的共和主義の言説による共和国擁護論を語ることになる。古典的教養と言語に精通したミルトンが対外的にラテン語で出版した『イングランド国民のための弁護』(Pro Populo Anglicano Defensio)は、①聖書と宗教改革者の著作(M・ルター、M・ブツァー、J・カルヴァン、H・ツヴィングリ、G・ブキヤナン、F・オマン等々)、②古典古代の哲学(プラトン、アリストテレス、サルマテイウス、キケロ、セネカ等々)・歴史(アテナイやスパルタの僭主の追放、ローマにおけるタルクイヌスの追放、タキトゥス『年代記』の記述等々)、そして③イングランドの法や先例のトリアーデで全体が構築されており、暴君チャールズ一世の処刑と国民による共和国の樹立は①②③のいずれの観点からも弁護できるとする⁽⁴⁶⁾。その解釈

に特徴的なのは、①と②の一致が公理のごとく前提とされ、それを③の解釈原理として援用していることである。もちろん、②の著作や事例に引照する思想を無差別に古典的共和主義の系譜に位置づけることは、その概念の意味を著しく不明瞭にしかねない。ここでは、P・レイヒヤM・ジェルザイニスに倣い、その要諦をイソクラテスのパルティアの伝統に連なる公民の知育＝徳育の重視に求めたい。⁽⁴⁷⁾すなわち、知（理性）と徳がコモノウェルスの共通善を支え、私的な利益や欲望がそれを腐敗・墮落させて暴政を生むという思考様式である。⁽⁴⁸⁾これに基づけば、共和国の公民の政治参加はそれぞれの知と徳の発展段階に対応して制約が設けられることになるであろう。よって、ミルトンにおける共和政体の擁護はあくまで国民一般が有徳な存在であるという前提でなされているのであって、民衆の徳の現状如何では王制の可能性が遮断されているわけではない。⁽⁴⁹⁾ミルトンの政治思想の貴族主義的傾向はここに起因するのであり、それは後の王政復古直前期の彼の政治トラクトに濃厚に現れることになる。

他方、ニーダムが担ったのは専らイングランド国内に向けたプロバガンダであった。そのためか、共和政体それ自体の擁護ということでは、ミルトンより明快な論理が展開される。先にデ・ファクト理論の脈絡で言及した『イングランド共和国の主張』の最終章には、「王制的統治に対する自由な国家の優越性」という題が付されている。⁽⁵⁰⁾この部分は彼が編集する政府広報紙『メルクリウス・ポリティクス』(Mercurius Politicus)の論説のなかで拡充されて連載され、最終的には一六五六年に『自由な国家の優越性』にまとめられる。ミルトンと比較した場合のニーダムの議論の特徴は、マキアヴェツリ同様、貴族より民衆寄りの論を展開していることである。そのため彼が重視するのはスパルタやローマよりもアテナイである。賢明な立法者ソロンはすべての権力を人民集会に委ね、それによつて自由な国家の様式を保つことができた。それに対し、ローマは王制を廃止した後も終身の元老院を残したため、私的利益による支配が生まれ、ついに暴政を招くことになってしまった。その他、彼は古典古代や前時代の諸

外国の様々な事例に引照しつつ、「自由な国家」＝共和国の王国に対する優越性を明らかにしようとしている。

さて、以上の二つの共和主義の相違は、従来から一六四〇年代の急進派としてのレヴェラーズと、一六五〇年代の共和主義者の関係としてしばしば問題にされてきた。⁽⁵²⁾それはピューリタニズムの影響を背後に持つレヴェラーズと古典古代の歴史や哲学に依拠する共和主義という、本来的に背反する傾向にあると考えられてきた二つの思想の融合の可能性を問うことでもある。⁽⁵³⁾それはまた、ピューリタニズムの「良心の自由」論、宗教的寛容論から出発した権利主体の前者の思想と、コモンウェルスの構成に一義的な関心を寄せる後者をどう関係づけるかという問題でもあった。⁽⁵⁴⁾本稿では、それを護国卿体制の問題として以下考察してみたい。

三、護国卿体制と共和派

一六五三年四月のランプ議会の武力解散から十二月の護国卿体制の樹立は、多くの人々にクロムウェルによる暴政を強く意識させ、それまで異なる思想的潮流に属してきた活動家・思想家たち、すなわち軍の下級士官、旧レヴェラーズ、急進的ピューリタンの宗教セクト、古典的共和主義者、その他の急進主義者らを反クロムウェルの旗印の下に統合させる契機になった。この「反クロムウェル」は、「反一人支配」と議会主権とに再定式化されることで、ひとつの緩やかな範疇を構成していく。そして、この範疇に入り得る人々は広く共和派という名称で呼ばれるようになった。よって、共和派の理念はレヴェラーズの契約論（我々はこれを共和主義のひとつの型と先ほど規定した）とも、古典的共和主義とも単純に同一視できない、著しい雑種性を帯びていくことになる。

クロムウェルの強権を懸念する雰囲気はランプ議会の解散前からすでに存在していた。解散のひとつ月後にハリン

トンの『オセアナ』の出版者となる軍の主計総監J・ストリーター (John Streater, d. 1687) は、レヴェラーズの契約原理と古典的共和主義とを融合させたクロムウェル批判の共和主義トラクト『玉石の光』を出版した。彼は冒頭の序文「読者へ」において、上位者の権力は「大多数 (generality) の相互的同意による法によって拘束される」と主張する。被治者の同意こそ、「法を執行し、共通の自由〔公共善〕の主人になるために選出される人々の手に優位を置く唯一の方法」なのである。これには王制の崩壊後に「権利や特権の点での完全な平等」がもたらされた、という彼の認識が関係している⁽³⁶⁾。そして、こうしたレヴェラーズを彷彿させる原理に、彼は古典的共和主義の言説を重ねていく。彼によれば、ローマの歴史が示す通り、王制は軛である。それを振り解いた後、ローマ人は全官職の一年交代制を通じて、すべての者が共通の自由の主人になり、「自由と祖国の有能な擁護者」になった。しかし、やがて「国家権力と秘密の国家理性」が「少数者もしくは一人」に握られると、ローマの没落が始まり、挙句「カエサルが永遠の独裁者になった」。ストリーターによれば、この事例はイングランドの良き反面教師である。つまり、これはカエサルに託けてのクロムウェル批判なのである⁽³⁷⁾。その他、このトラクトには、古典古代の事例に基づいた数々の現状批判、提言が散りばめられる。人間は知恵と徳とで統治されねばならない、長い官職の任期は避けよ、特殊利益や腐敗を生む党派は作るな、特定人物の強大化は国家の私物化を生むゆえ警戒せよ、等々⁽³⁸⁾。そうした教訓のなかに、戴冠式宣誓における国王と人民との契約理論、法の簡素化の要求、根源的な自然法に基づく「合理的存在のもつ否定しえない権利」の存在、自然的で平等な権利をもつ人々による頻繁な「直接選挙」(immediate election) による為政者の選出など⁽³⁹⁾、一六四〇年代のレヴェラーズが専売特許にしていた数々の主張・要求が挿入されていく⁽⁴⁰⁾。そして最後は、絶対者が生み出す人々の「奴隷精神」(slavish spirit) の批判と「公共善」(good of the public) に反して絶対的な権力を持つとする者への武力抵抗、そして軍の文民への服従を説いてこのトラク

トは閉じられる⁽⁶⁵⁾。その後もストリーターは批判の手を緩めなかった。彼は、翌月のランプ議会解散後、クロムウェルは「以前の如何なる王よりも絶対的な権力を行使する王に、否、自身が他の人たちと一緒に暴君として斬首刑の宣告を行ったところの先王のようになるつもりだ」との認識から、クロムウェルの面前で士官たちに、ランプ解散劇を批判する十カ条の質問状を配布した⁽⁶⁶⁾。その後ストリーターは一六五三年の夏に逮捕され、指名議会で尋問を受けた後、十一月に収監された⁽⁶⁷⁾。

ストリーターの『玉石の光』は、以後の多数の共和主義トラクト・文書の出版の呼び水になったように思われる。元レヴェラーズのJ・ワイルドマンは、同じくランプ議会解散の翌月、政府への細かな質問と提言をまとめたトラクトを出版した⁽⁶⁸⁾。それは冒頭で「権力は一次的かつ原初的に人民に存する」と謳った後、レヴェラーズを彷彿させる、二年毎の議会開催、宗教的迫害の禁止、人民の生得権 (birth-right)・自由・プロパティ (Proprieties) の保全等を要求している。だが、ここには「一人支配」の否定や議会主権の主張は特に見られない。ワイルドマンの筆からそれが現れるのは、護国卿体制成立後に出された『イングランド自由民の宣言』においてであった。そこで彼は、クロムウェルが「議会に優越する権力を所有し、三国の法や財産に対する絶対的な権力を行使」しており、「イングランドのすべての私人を自分の臣下に、そして議会を奴隷にしている」と論難する。そのうえで、ワイルドマンは①篡奪権力の廃止、②為政者の権力の制限、③古来の自由・権利の保全、④自由な議会の継承、⑤ひとりの者が議会の絶対的な主人にならないための民兵制の確立、という五つの目的を掲げ、そのための武力抵抗をも呼び掛けている⁽⁶⁹⁾。また、ワイルドマンのよりレヴェラーズらしい文書ということでは、M・アリユード (Matthew Alured)、J・オーケイ (John Okey)、T・ソーンダーズ (Thomas Saunders) という三人の大佐とともに起草した『謙虚な請願』が極めて興味深い内容を提示している。B・タフトはこの文書を「最後の軍—レヴェラー—声明文」にして「古

き良き大義の旗印の下に軍の士官と共和派と聖徒とが間もなく結びつくことを示す最初のシグナル」と評価している。⁽⁶⁸⁾起草者のワイルドマンとオーケイとソーンダーズは、一六四八年十二月から四九年一月、レヴェラーズと軍とが『人民協約』の審議を行った士官総評議会、通称「ホワイトホール討論」の出席者であり、レヴェラーズの政治思想に精通していた。この『請願』は密告によって事前に取り縮まれたため三人の大佐以外の署名を集めることはできなかったが、出版に付されることで、アイルランドやスコットランド方面にまで大きな反響を呼ぶことになった。よって、この文書が一六五九年の「古き良き大義」の運動につながっていくとの評価は正鵠を得ていると思われる。⁽⁶⁹⁾この文書の主張も基本的に『イングランド自由民の宣言』と変わらないが、「統治章典」の規定がより強く意識され、護国卿の軍の指揮権の強さが軍を傭兵軍に変質させて「絶対的な暴政」をもたらすこと（統治章典、第四条）、また護国卿の法案に対する「絶対的な拒否権」が危険であること（同、第二四条）が懸念されている。⁽⁷⁰⁾だが、P・レイヒが「修辞上の傑作」と評すように、この文書の妙は内容もさることながらその構成の内にある。すなわち、それは軍が最も急進化してレヴェラーズと接近したときに公表した一六四七〜四八年の二つの文書、『軍の建議』⁽⁷²⁾と『軍の抗議』⁽⁷³⁾からの引用文を冒頭におくが、このことよって、護国卿に就任したクロムウエルの行動をかつての彼の主張に基づいて批判しているのである。また、それは最後の段で、「軍総評議会は先の議会『ランブ議会』に提案した『人民協約』」に立ち返れとも要求している。

ストーリーターに見られた二つの共和主義の融合も、この時期の元レヴェラーズの指導者J・リルバーン (John Lilburne, 1614-57) のトラクトに現れた。彼はオランダ亡命中にマキアヴェッリ、リウイウス、プルターク等の著作に触れ、そこから当時のイングランドに適用できる大きな教訓を得たとしている。彼によれば、今のイングランドは腐敗した時代であり、権力者たちと渡り合うには『君主論』第十八章の知識が大変有益である。⁽⁷⁴⁾レピドゥス、

アントニウス、オクタウィアヌスの三頭政治は相互の憎悪から「全世界のなかでも最も有名で素晴らしく誉れ高き
 コモンウェルスのうちのひとつ」に虐殺や戦争の惨事をもたらしたばかりか、「その自由を悉く制圧」し、最終的
 にアウグストウスの帝政をもたらした。この直後にランプ議会解散の不正が語られることから、これは共和国の大
 義を裏切ったクロムウェルの暴政の暗示である。そのうえでリルバーンは、統治の起源として、①神の直接的な啓示、
 ②征服、③人民の契約の三つを挙げ、それぞれを検討している。①は旧約聖書のモーセや士師の統治がその典型で
 あるが、今のイングランドの統治とは似ても似つかないものである。暴力的な起源をもつ②は「非人間的で不自然
 な統治」であり、「獣や狼のなかに」見出されるものだとして一蹴される。リルバーンは、先のワイルドマンの『謙
 虚な請願』同様、一六四七―四八年に軍が公表した急進的な文書に言及しつつ、征服理論がこれと如何に背反する
 ものであるかを力説している。結局、彼が支持するのは本来のレヴェラーズの原理である③であった。「人間は理
 性的な被造物に生まれているゆえに、理性の諸原理に合った世俗統治を選ぶように神に任されている」。この命題
 は、イングランドにおいて長い間「是認され受け入れられてきた慣習」や「議会における共通の同意によって作ら
 れた基本法」とも一致する。この神法と理性と慣習の一致こそ、リルバーンの政治思想の最大の特徴であった。「議
 会が……議会自身の同意以外には解散できない」のは慣習からも、また「自然と理性の原理」からも明らかである。
 よって、クロムウェルによって議会在強引に解散させられた以上、新議会は「イングランド人民の新しく合理的な
 契約・協約によって」設立される以外にはないのであった。

これらの批判を受けて、クロムウェル政権は護国卿体制の正当性を国民に承認させる手立てを考へることが急務
 となった。それは聖俗二方面で追求された。まず、世俗の地域共同体からの支持ということでは選挙による承認に
 優るものはなかった。「統治章典」第七条には一六五四年九月三日に議会在召集されること、第九条以降には新し

い選挙制度が規定されているが、軍はその新議会で「統治章典」の承認を事後的に取りつけるつもりでいた。もちろん、人民の承認のない憲法で規定された選挙の有効性は、先のリルバーンのトラクトにも示されているとおり疑わしい。しかし、そこでの州選挙区重視の議席配分、そして動産または不動産で二〇〇ポンド以上の有産者という選挙権規定から、⁽⁸¹⁾政権が州ジェントリ（治安判事）の代表、すなわち内戦中の長期議会で多数派を形成していたにもかかわらず、「プライド大佐の粛清」によって追放された（政治的）長老派を議員に呼び戻そうとしていることは自明であった。⁽⁸²⁾つまり、護国卿政権は地域共同体すなわち「人民」の実質的代表と伝統的にみなされてきた階層による承認を得ようとしていたのである。だが、護国卿第一議会は共和派を強制的に排除したにもかかわらず、この期待を裏切り、「統治章典」を拒絶したのであった。

他方、政権は国教会制度についても幅広い支持を得るための措置を考えていた。クロムウェルは「宗教における良心の自由」を「自然権」と呼ぶが、これを保障する構想は「統治章典」第三五―三八条に規定されている。⁽⁸³⁾そこで信仰の自由から除外されているのは教皇制、主教制、放縱の実践であるが、それは「他者の世俗的な損害」や「公共の平和の攪乱」をもたらすからであり、よってカトリック教徒や主教制支持者でも穏健な立場の者は寛容されたし、「放縱の実践」の対象も当時不穏な騒動を起こすと広く認識されていたクエーカー派やソツツイーニ派にほぼ限定されていた。⁽⁸⁵⁾だが、この政策にも保守派と急進派の両方から批判が起こった。「神の民」と目された多様なビュエリタン諸派の共存を図り、それを国教会制度の母体にしようとする構想は容易には実現しなかった。⁽⁸⁶⁾焦りを覚えた政権は、治安の維持と「神の国」の実現を目指して、一六五五年八月、全国を十一（後には十二）の区域に分け、その各々に中央から少将を派遣する少将制（major-general system）を実施に移すが、それは地域共同体との軋轢を増大させるとともに、政権内の文民の間に軍の勢力伸長を懸念する声を強めることになった。そうしたなかで、

一六五六年九月に召集された議会は多くの反政府派の議員を含むことになった。

この護国卿第二議会の開催された一六五六年には、先に述べたニードムの『自由な国家の優越性』のほかに、共和派にとって極めて重要な二つの著作が出版された。ハリントンの『オセアナ』と共和派の中心人物H・ヴェーンの『癒しの案件』である。ヴェーンの著作はピューリタンと軍の下級士官・兵卒との関心が濃厚に現れ出た共和派のトラクトであると同時に、「古き良き大義」という言葉の流行の発端になったという意味でも重要であった。彼によれば、イングランド共和国の人民には共通の敵（スチュアート家の王）を倒した際に得た征服権（the right of Conquest）とともに自然権がある⁽⁸⁵⁾。自然権とは、①最高司法府（Supreme Judicature）の座に適切な人々を就ける自由と、②信仰の自由である。①の最高司法府の公権力に對置されるのはノルマン・コンクエストに由来する征服者の私利私欲に基づいた権力であり、それは人民の自然権や特権を暴力で否定し、国益と公共の利益を損ない、家の利益を守ろうとする⁽⁸⁶⁾。また、②はキリストの贖罪で得られる自由であるがゆえに、為政者がこれに介入する権利は元々ない。この自由を保全するためには、最高権力を設立するときに、人民の同意により基本法として制限を定めておくことが重要である⁽⁸⁷⁾。ヴェーンによれば、この二つの自然権を守っていくためには、統治の根幹として保護と安全とを保障する常備軍が確立してはならない。しかもその軍が最高司法府の統制下に服していることが肝要である。そのとき初めて、人民の利益と軍の利益とが一致して主権を行使することができるからだと言う⁽⁸⁸⁾。ヴェーンの言い方はやや分かりにくいだが、別の箇所でも最高司法府を「人民」全体の代表（the Representative of the whole）と言ひ換えていることから、要するに自然権をもった個々の人間からなる人民に「根源的な」主権を認め、その選出する議会に「見える主権」（visible sovereignty）としての最高権力（supreme power）をおき、これに常備軍を統制させるときに、コモンウェルスの平和と安全が現れるということらしい。こ

の「代表」は一人であろうと少数者であろうと人民の同意による者なら構わない、と言う。ただし、特定の者が「剣をもって」選出プロセスに介入するとき、アナキーに次いで暴政が起こり、人民の奴隷化が帰結する。⁽⁹¹⁾ ヴェーンはランブ議会の武力解散から護国卿体制成立に至る経緯を手厳しく批判しているのである。その意味で、ヴェーンの最高司法府は、立法権と執行権（外交権・軍の指揮権を含む）を併せ持った万能の権力組織としてのランブ議会のイメージに近い。さらにヴェーンは護国卿体制を念頭におきつつ、最高司法府から執行権、つまり、「統治章典」で規定されている終身で常設の國務会議や護国卿のもつ職能を分離させることについて考察しているが、実はランブ議会の万能性こそ、長い間その最大の欠点として論難されてきた性質であった。⁽⁹²⁾ この問題は護国卿体制の評価に係ってくることもあり、次節で改めて取り上げることにする。

四、「古き良き大義」と政体の問題

さて、護国卿第二議會は少将制に対する強い反発で始まった。⁽⁹⁴⁾ 「統治章典」がJ・ランバート (John Lambert) を中心にした、C・フリートウッド (Charles Fleetwood)、J・ディズブロウ (John Disbrow)、W・シデナム (William Sydenham) らの高級将校グループによる起草であったため、⁽⁹⁵⁾ この反少将制の空気は、軍事色の強い「統治章典」に代わる新しい文民の憲法の策定を目指す動きを醸成した。⁽⁹⁶⁾ その最初の具体的な形が、一六五七年二月に作成された「抗議」と呼ばれる文書であった。その文書の骨子は体制の文民化、すなわち軍事的背景をもった護国卿体制を改めて王制に戻すこと、そして庶民院に加え第二院 (the Other House) を設置することであった。「国王と議会同院からなるこの国の古来の国制は、この国の人民の気質や性向に最も合致し、彼らの法に一致する。それは我々の

国と基本的権利と特権とを保全する最良の手段なのである⁽⁹⁷⁾。王位に就くのはクロムウェル以外に想定されていない。第一条で国王は存命中に後継者の指名を行うことが明記され、事実上の世襲制が保証されている⁽⁹⁸⁾。第二院が貴族院であるとは記されていないものの、「抗議」が「古来の国制」への回帰を目指していることは自明であった。「古来の国制」への回帰は「ゴシック・バランス」⁽⁹⁹⁾による古来の三身分の立憲主義への回帰を意味するだけでなく、レジーム全体の基調を共和制の公的支配から世襲王朝の私的支配へと変質させるであろう。軍の高級将校たちの危機意識は絶頂を極め、クロムウェルに「抗議」を撥ねつけるように積極的な働き掛けが行われた。そのためかクロムウェルは王位を拒否するが、文民派はこれに怯まず、「抗議」を「謙虚な請願と勧告」⁽¹⁰⁰⁾という精緻な成文憲法草案にまとめあげ、一六五七年五月、ついにその正式な発布にまで漕ぎつけるのであった。五八年一月、新憲法の下で開会された議会の第二院は世襲貴族ではなく、護国卿の指名する四十二人の議員で構成された。だが、王制への回帰を連想させるこの体制への批判は、議会内もさることながら、院外の共和派において先鋭化した。特に九月にクロムウェルが病死し、三男のリチャードが第二代護国卿に就任するや、それは護国卿体制を終焉させ、共和国再生と一院制議会（つまり、一六四九年成立のランプ議会）復活の絶好の機会と受けとめられた。

一六五九年から一六六〇年の春は、まさに共和派のスローガンである「古き良き大義」をテーマに含んだ夥しい数のトラクトや請願書が公共圏に流布した。共和派の文書の特徴は、ヴェーアの『癒しの案件』に見られたビューリタンと下級士官・兵卒と共和主義者との利益を一体化させた点にあった⁽¹⁰¹⁾。ヴェーアの作品に倣った『二十五の質問』は些細なことで諍いをせず、にランプ議会当時の原則に立ち返って「古き良き大義」で団結することを訴えた⁽¹⁰²⁾。また、『古き良き大義に好感をもつ者の宣言』は「イングランド人民は自由民であり、自らの権威の眞の源泉」であると述べつつ、「軍が議会を召集することなど法的にはできない」と、議会の解散・召集を繰り返す護国卿体制を批判した。

そのうえで、「国王や貴族院のないイングランドのコモンウェルスの最高権威」として団結することを呼び掛けている。⁽¹⁰⁾ こうした「古き良き大義」を謳った文書群のなかに混じって、レヴェラーズの政治思想を説いたトラクトも多数出版された。⁽¹¹⁾ その特徴は先に見た、一六五〇年代の元レヴェラーズの理論家たちのスタイルに一致するものであった。ワイルドマン執筆と推定されている一六五九年二月出版の『レヴェラー』はその典型であり、⁽¹²⁾ レヴェラーズの原理を五つにまとめている。第一は、法の支配、「イングランドの統治は法によるべきで、人によるべきではない」という原則である。それは官職を「国王や護国卿のなすがままに」させないことを意味した。⁽¹³⁾ 第二は、議会の権威、「すべての法、課税、戦争、講和は定期的に人民によって選出される、議会における人民の代理人によって作られ、なされるべきである」という原則である。これはまたイングランドの先例にも合致することであった。⁽¹⁴⁾ 第三は法の前の平等、第四は民兵制、⁽¹⁵⁾ そして最後は信仰の自由、つまり「為政者の権力や裁きの及ばない」自由の領域の設定である。⁽¹⁶⁾ そして、このトラクトの出版から間もない四月二十二日、軍は護国卿に圧力をかけて議會を解散させるが、五月には当の護国卿体制自体があえなく崩壊してしまうことになる。共和派は事態への対応のために、ヴェーン邸宅で会合を開くようになった。初会合は四月二十九日であり、ランバート、E・ラドロー (Edmund Ludlow, c. 1617-1692)、A・ヘジリッジ (Arthur Hesilrige, 1601-1661)らが出席した。⁽¹⁷⁾ その間も「古き良き大義」やレヴェラーズの原理を含んだ共和主義トラクトの出版は後を絶たなかった。なかでも、S・ダンカン (Samuel Duncon, fl. 1600-1659) の『諸提案』は全部で二十項目に及ぶ提案の最後に『人民協約』の構想を披露している点が興味深い。それは「すべての人が署名する世俗統治と法のモデル」の提案であった。すなわち、それによれば「外的事物におけるすべての世俗の法と統治についての、人民の間での一般的・個別的協約」があるべきで、「人民の自由の保護者たちによって、また自らの名前を記すことで人民によって同意がなされるときを除いて、法は無効なのである」。⁽¹⁸⁾

ところで、この時期の共和主義政治思想のすべてが「古き良き大義」一色に塗りつぶされてきたわけではなかった。もうひとつ、ハリントンの『オセアナ』の構想の実現を目指す一派が存在していたからである。そして、この共和主義陣営を二分させたのが、ほかならぬ「謙虚な請願と勧告」による「二院制議会のコンテキスト」であった。すなわち、二院制を否定して一院制のランブ議会議復活を目指す共和派と、『オセアナ』の二院制議会の適用を考えるハリントン派の二つの共和主義が併存していたのである。一六五九年一月下旬から四月半ばにかけてのリチャード・クロムウェルの議会には、王政復古か議会議主権への回帰かという二つの可能性が想定されていた。主流派は王制復古を支持したが、ハリントンの弟子とも言えるH・ネーヴィルは『オセアナ』をモデルにした「二院制議会（元老院と民会）」によって後者を実現しようと画策し、共和派に接近した⁽¹⁵⁾。だが、ランブ型の一院制議会を望む共和派を抱き込むのは容易ではなく、ヘジルリッジはこれをおつさりと撥ねつけた。そうしたなかで、最も理解を示したのがヴェーンであった。彼は『癒しの案件』において、「終身で常設の國務會議」の可能性について考察していたが、これがハリントンの元老院の機能と親和性があつたからである。

有名な「二人の少女」の隠喩で説明されるハリントンの議会議構想は、討論と提案の機能を元老院、議決の機能を民会に割り当てることにより、民衆的要素を国制に導入しつつも、たとえばレヴェラーズにおいてしばしば問題にされたアナキー招来防止が図られていた⁽¹⁶⁾。実は、これと同じ懸念をヴェーンも抱いていた。そのうえで彼はハリントンの理論を彼なりに再構成して提示してみせる。彼にとつて団体としての人民を構成する個々の人間は「墮落して腐敗した自己本位の意志」の持ち主であり、「真の公的利益」を信奉するとはとても思えなかつた。そこで彼は、「自由な公民の権利と特権」を、「内なる神の御霊の誕生のおかげで、己の聖なる正しい原理の点で自由に生れついた人々」、あるいはまた「共通の権利と公共の自由への、試練を乗り越えた良き愛情と忠実さ」とよつて、公共の

防衛において自らの武器を持ち続ける信頼に値する人々」のみに与えんとする⁽¹⁵⁾。すなわち、公共の精神と敬虔な信仰心、すなわち共和主義とピューリタニズムの精神を併せ持つ者が彼の国家の公民であった。そして、彼はここから独自の機構論を展開する。彼の国家の執行権は「元老院あるいは長老会議」におかれ、その構成員は「人民の頭になるに相応しい適切で有能な人々」である。その機能としては法の執行はもとより、人民に選出される「代理人・代議院」に法案を提案し、これとともに立法権の行使に関わることが挙げられている。提案された法案は、この「代議院」の投票によつて法になる。ヴェーンに言わせると、これはイスラエルのコモンウェルスに倣つた実践であつた⁽¹⁶⁾。しかし、同じくイスラエルを最善のコモンウェルスと考へたハリントン⁽¹⁷⁾は、この構想のなかの元老院の終身制に対して異議を唱へた。終身制は寡頭制を生むと云うのがその理由であつた。

しかし、悲しいかな、こつとした共和主義者たちの動向は政局には全く影響を及ぼさなかつた。彼らの議論とは無関係に時代は王政復古に突き進んでいった。その立役者であるスコットランド方面軍司令官G・マンク (George Monck, 1608-70) がロンドンに入城した翌月に、ミルトンは王政復古に反対して、『自由な共和国の建設』を著した。それは終身制議會を基調にした古典的共和主義の國家論であつた。同書全体の基調は王制と共和制の対照であつて、卑屈な廷臣がのさばる腐敗した宮廷に象徴される王制の恣意的な支配⁽¹⁸⁾に対して、「人ではなく理性のみ」が治め、「国民自身が選出する十分で自由な評議會」において幸福が確立される共和制が対置されている。王政復古はこの観点から拒絶されるのであつた。ミルトンを評価するうえで重要なのは、この王制と共和制との対比がキリスト教の理解に持ち込まれている点である。彼は教皇が地上におけるキリストの代理人を詐称するカトリック教會を王制モデルとして批判する一方で、キリストが直接支配を行う教會を理想として⁽¹⁹⁾いる。ミルトンは後者を共和制型とは言わないが、良心の自由に基づいた自由な聖書解釈が行われ、信仰の自由が保障されるのは自由な共和国だけであると

する。そして、この信仰の自由が許される対象者は「神が人間のなかに植えつけた最善の光」すなわち理性に従う者のみである。⁽¹²⁾つまり、ミルトンの考える正しいキリスト教は、「自由な共和国」の国民の徳や正義と一致するのである。⁽¹³⁾

ミルトンの「自由な共和国」には「唯一人」も第二院も存在せず、人民の選出する有能で有徳な議員から成る終身制の「大評議会」(Grand Counsel)が最高決定機関である。つまり、彼はランプ議會をこのような議會に育てあげようというのである。そして、彼の共和国は「下位の共同体ないし共和国」と形容される独立した州の地域共同体の結合によって成り立っているが、大評議会の議員はこの州議会の議員から選出される。⁽¹⁴⁾ここで注目すべきは、議員たちのみならず、彼らを選出する国民一般の有徳性が重視され、そのための教育機関の充実が力説されていることである。⁽¹⁵⁾ここには、クロムウエルの護国卿体制を悩ませた地域共同体と中央政府とキリスト教諸派との利害の対立は全く想定されていない。⁽¹⁶⁾すなわち、政治の固有の問題は存在せず、すべてがパイディアの問題に還元されてしまっている。⁽¹⁷⁾そして、これは一六五〇年代イングランドの共和派ないし共和主義者に通底している問題でもあった。我々は最後にこの問題を考えてみたい。

五、総括

これまで本稿では、共和派・共和主義者の視点から護国卿体制の問題を考察してきた。彼らは護国卿体制におけるクロムウエルの「一人支配」と暴政を公共性の観点から厳しく批判した。最後にどうしても問わねばならないのは、こうした彼らの見方は果たして正しかったのかということである。クロムウエル研究は、一九九〇年代に入っ

てから急速に進展した。特に、P・リトルやD・L・スマイス等による実証主義的な研究は、この体制が高級将校、議員、国務会議員、顧問官等の様々な集団の利害調整のうえに成り立つ、「独裁」とはおおよそ掛け離れたものであったことを明らかにしている⁽¹⁰⁾。また、ワイルドマンの『謙虚な請願』は、「統治章典」における護国卿が軍を自らの傭兵軍にするとか、法案に対する「絶対的な拒否権」を持つとか、護国卿への権力の集中をしきりに告発したが、これは「統治章典」の規定を故意に無視した論難としか言いようがない。「統治章典」の統治機構論の最大の特徴は、護国卿と国務会議 (Council) と議会との間の「抑制と均衡」にあったからである⁽¹¹⁾。ワイルドマンの指摘する軍の指揮権 (陸海軍の指揮権と戦争・講和・外交に関する権限) はたしかに護国卿が握っている。しかし、その行使にあたっては議会開会中は議会の同意が、閉会中は国務会議の過半数の同意が必要とされる (統治章典、第四―五条)⁽¹²⁾。また、議会によって同意された法案が正式に法として発効するためには、たしかに護国卿の承認が基本的に必要である。ただし、護国卿が法案を承認しない場合は、二十日を待つてその法案は正式に法となる (同、第二十四条)⁽¹³⁾。つまり、護国卿には「絶対的な拒否権」などないのである。クロムウエルの「一人支配」を強調する共和派の主張は、レトリック以上のものではないように思われる。

しかし、クロムウエル政権がたびたび行つた議会の武力解散は、確かに正当化のしえない暴挙に見える。ただし、その際に留意すべきは、クロムウエルによる強制解散の憂き目にあつた当の議会そのものが、自らの正当性を主張しえない存在であつたことである。一六四九年三月の共和国宣言を行つたランブ議会はいかなる原理にも支えられていない、「古来の国制」の残骸であつた。そのような前時代の残骸に国王を裁く特別法廷を設置して処刑を断行し、さらに国制を変更する権限があることを誰もデ・ユールには説明できなかった。共和国の正当性を得る手段を国民の事後的な承認に求めた共和国臣従契約も結局は上手くいかず、デ・ファクト理論、征服理論を頼りにした。しか

し、その理論では共和国という政体そのものの弁証にはならないことは先に述べたとおりである。にもかかわらず、ランプ議会は自らの保身から、総選挙による正当性の獲得の道を拒んだ。クロムウエルのランプ解散と指名議会の召集・解散、そして護国卿の就任は、いわば存在根拠のないものを存在根拠のないもので置換し続けただけだとも言える。つまり、共和国にはクロムウエルに裏切られるような「大義」は最初から存在しなかったのである。だとすると、共和派の「古き良き大義」は全くの虚構のうえに成り立っていたスローガンであったと言うしかない。しかも、共和派が拠り所にした一六四九年の一院制ランプ議会の体制を強権によって生んだのは、彼らが「一人支配」として批判を向けたクロムウエルを中心とするニュー・モデル軍であった。共和派は最大の論敵が作ったレジームの枠組みのなかから出られずに、しかもその建設者を攻撃することでしか自らの存在をアピールできなかったのである。また、共和派のこうした性格が、本来起源を異にする多様なグループ、すなわち軍の下級士官、旧レヴェラーズ、急進的ピューリタンの宗教的セクト、古典的共和主義者、等々をそこに包摂することを可能にした。彼らは論敵クロムウエルが健在である限り、共通の敵の作ってくれた既存の舞台で安んじて活動することができ、自らの独自のレジーム構想の実現の方法を真剣に練る必要も、その構想を相互に戦わせる必要もなかったからである。とくに、共和政体の秀逸性を理想論的に説くことを旨とし、たとえば前国家的な自然状態から国家を説明した契約論者と異なつて、そもそも政治社会の設立原理の構想を打ち出すことを不得手とする古典的共和主義にとつては、ある意味で活動し易い状況であつたように思われる。先に見たミルトンの現実離れた「大評議会」構想や教育政策などは、まさにこの典型と言えよう。ニーダムもミルトンも護国卿政府に喜んで雇用されていた広報官、いわゆる御用学者であつたことはここで一応確認しておいてよいであろう。もちろん、共和派には元レヴェラーズも含まれており、『人民協約』の主張まで現れたことは先にみたとおりである。だが、彼らがどこまで社会契約の実行に真剣

だったかは疑わしい。一六四九年のランプ議会议体制はレヴェラーズを弾圧した後で成立したものである。彼らもし真剣に『人民協約』を考えていたのなら、一六四九年ではなく、国王処刑前の、軍とレヴェラーズが最も接近した一六四七〜四八年に訴えなければならなかったはずである。とにかく、共和派の活動はクロムウエルの死とともに終わる。護国卿体制の崩壊後の混乱から、彼らは現実味のあるいかなる国家構想も打ち出すことはできずに、王政復古を迎えた。せいぜい「謙虚な請願と勧告」の二院制議会にハリントンのアイデアを盛り込もうとした程度であつた。

他方、クロムウエルの側では、何とか護国卿体制の強権体質から脱出する道を模索していたようにも思える。護国卿体制の正当性は、当初クロムウエルも選挙で調達しようとした。だが、デ・ユーレな基礎付けをもたない成文憲法に規定された、その意味で正当性をもたない選挙方式で選出された議員たちは、自らの地位の根拠であつた「統治章典」の承認を拒むという自己否定の道を選んだ。クロムウエルはこの議会を結局は解散するしかなかつた。こうした自己矛盾の連鎖に終止符を打ち、レジームの安定を獲得するためには、憲法の統治機構論の整備ではなく、何よりもコミュニティからの承認と支持を広く調達しなければならなかつた。クロムウエルはこのことを痛感していたように思う。先に述べたとおり、州ジェントリと多様なピューリタン諸派のレジームへの包摂は、まさにこのための方策であつた。ここで興味深いのは、『オセアナ』の宗教政策と護国卿体制のそれとの類似性である。ハリントンによれば、「国民的良心」としての「国民的宗教」なくして共和国も個人の「良心の自由」も成り立たない⁽⁸⁾。これは「神の民」の霊的一致のなかで、諸教派の礼拝の自由を確立しようとしたクロムウエルの理念にきわめて近い。また『オセアナ』では俗人で構成される「宗教評議会」が国民的宗教を管轄し、人々の多様な信仰生活に関する問題の調整を行うが、これは護国卿体制の「聖職者審査委員会」と「聖職者追放委員会」が担おうとした役割そ

のものであった。⁽¹²⁾ この「国民宗教」制度の下で、カトリックとユダヤ教徒と偶像崇拜者を除くすべての教会の集いが、それぞれ独自の自発的で自由な礼拝を行うことが許される。⁽¹³⁾ そして、ハリントンのこの国教会構想は彼の共和国の構想と一体化して成り立っているのであった。⁽¹⁴⁾ だとすれば、これと酷似した護国卿体制の国家教会制は共和制にこそ、最も親和性があると見えそうである。一六四九年に出現した「自由な国家」の最大の弱点は、その共同体的基礎の脆弱性にあった。だとすれば、護国卿による強権支配は、共和国の共同体的基礎が熟してくるまでの間は、どうしても必要であったようにも思えてくる。実際、クロムウェルは護国卿という官職を緊急時の臨時職と考えていた。⁽¹⁵⁾ このことを前提にしたうえで、護国卿の権力を暴走させず、腐敗させない工夫が「統治章典」の「抑制と均衡」の意味であったとすれば、その成文憲法の正当性はレジームの安定の持続という事実によって、事後的に獲得される以外になかったのかもしれない。

(1) 本稿は、以下の三つの拙稿の続編として考察されたものである。大澤麦「共和制イングランドの成立とレヴェラーズ」の『人権協約』・『英国共和主義思想における社会契約論』、『法学会雑誌』五二―一、二〇一一年。大澤麦「共和制イングランドの政治原理：『国王殺し』と契約論」、『法学会雑誌』五四―一、二〇一三年。大澤麦「オリヴァ・クロムウェルの護国卿体制と成文憲法」、『法学会雑誌』五六―一、二〇一五年。よって、本稿の前半部分において、これらの論考との若干の論点の重複がある。

- (2) Instrument of Government, 1653, in Gardiner, S. L., ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, 3rd ed., Oxford U. P., 1979, pp.405-6.
- (3) *ibid.*, p.406.
- (4) *ibid.*, pp.406, 414.
- (5) 専門の研究者たちの間においても、二十世紀前半から中葉にかけては、この体制の強権体質や中央集権的な構造が強調

- られる」ことが普通であった。Richardson, R. C., 'Cromwell and the Inter-War European Dictators,' in Richardson, R. C., ed. *Images of Oliver Cromwell: Essays for and by Roger Howell, Jr.*, Manchester U. P., 1993, pp.109ff. Woolych, A., 'The Cromwellian Protectorate: A Military Dictatorship?', in Smith, D. L., ed. *Cromwell and the Interregnum*, Blackwell, 2003, pp.63-4. 今井宏『イギリス革命の政治過程』未来社、一九八四年、第三一五章。つづいた傾向に歯止めをかけたのがH・トンプラー＝ローバーの以下の研究であった。Trevor-Roper, H. R., 'Oliver Cromwell and His Parliaments,' in Pares, R. and Taylor, A. J. P., eds. *Essays Presented to Sir Lewis Namier*, Macmillan, 1956.
- (6) Carlyle, T., *On Heroes and Hero Worship and the Heroic in History*, Bibliolife, 2008〔老田三郎訳『英雄崇拜論』岩波文庫、一九四九年〕、原書の初版は一八四一年である。
- (7) Richardson, ed., *op.cit.*, chaps.1-4. Davis, J. C., *Oliver Cromwell*, Arnold, 2001, chap.3. しかし、本稿が一義的に抱く関心は、クロムウェルら個人物にはなく、彼の時代に築かれた政治制度としての護国卿体制におかれている。
- (8) An Act Declaring England to be a Commonwealth, 1649, in Gardiner, ed. *op.cit.*, p.388. この法令の直後に出された『インテラント議会の宣言』では、「共和国」(Republique)とも呼ばれる。A Declaration of the Parliament of England, Expressing the Grounds of Their Late Proceedings, and of Settling the Present Government in the Way of a Free State, 1949, in Malcom, J. C., ed., *The Struggle for Sovereignty*, vol.1, Liberty Fund, 1999, p.243. また、「インテラント共和国」(*Respublica Anglicana*) という用語は、G・ウイザーによる当時の著名な共和国弁護論に見られる。Wither, G., *Respublica Anglicana or The historie of the Parliament in their late proceedings*, London, 1650.
- (9) この後者の点にわたる私の拙い分析は、以下を参照せよ。大澤「共和制インテラントの政治原理：「国王殺し」と契約論」三七六頁以下。
- (10) Worden, B., *Literature and Politics in Cromwellian England: John Milton, Andrew Marvell, Marchmont Nedham*, Oxford U. P., 2007, p.256.
- (11) この用語自体は、すべし一六五三年の春、クロムウェルの暴政が急進派に警戒され始める頃から使用されていたようである。以下を参照せよ。Streeter, J., *Secret Reasons of State in Reference to the Affairs of the Nations*, London, 1659, p.18.
- (12) Pocock, J. G. A., Editorial and Historical Introductions to *The Political Works of James Harrington*, Cambridge U. P., 1977, p.5. Worden, B., Introduction to Nedham, M., *The Excellence of a Free-State Or, The Right Constitution of a Commonwealth*, Liberty Fund, 2011, p.16. 今井宏「インテラント革命と国家の変容」『聖学院大学総合研究所紀要』二二二、二〇〇一年、一三一―四頁。

- (13) Pocock, *op.cit.*, p.15.
- (14) Worden, B., 'Milton's Republicanism and the Tyranny of Heaven,' in Bock G., Skinner, Q. and Viroli, M., eds., *Machiavelli and Republicanism*. Cambridge U. P., 1990, p.227. Scott, J., 'The English Republic Imagination,' in Morrill, J., ed., *Revolution and Restoration: England in the 1650s*, Trafalgar Square, 1993, pp.35ff. Norbrook, D., *Writing the English Republic: Poetry, Rhetoric and Politics 1627-1660*, Cambridge U. P., 2000. 実際、「自由な国家」は当時の風刺文学の重要なモチーフであった。
- (15) もとより、同じした問題設定自体が、少なくとも当時においては、共和派の視点に立ったときこのみ有意なものであることは言うまでもない。国主派はもとより「国王の人身」と「古来の国制」この保全を規定した厳肅な同盟に契約（一六四三年）に「手を至高の神に向かつて挙げて誓う」という署名を行った長老派にとっても「一六四九年の共和国自体が「自由」の名に値しない反逆者たちの創造物である」とは、護国卿体制と全く変わらなうからである。A Solemn League and Covenant, 1643, in Jones, D. M., *Conscience and Allegiance in Seventeenth Century England*, University Rochester Press, 1999, p.276. Mackenzie, K. M., 'Oliver Cromwell and the Solemn League and Covenant of the Three Kingdoms,' in Little, P., ed., *The Cromwellian Protectorate*, The Boydell Press, 2007, p.149. 共和国政府によるこの最大の懸案は「後述やむを得ず、旧革命陣営の最大勢力であった長老派を如何に再び陣営に取り込むか」ということであった。
- (16) Davis, G., *The Restoration of Charles II, 1658-1660*, San Marino, 1955. Woolrych, A., 'The Good Old Cause and the Fall of the Protectorate,' *Cambridge Historical Journal*, 13, 1957. Woolrych, A. 'Last Quests for a Settlement 1657-1660,' in Aylmer, G. E., ed., *The Interregnum: The Quest for Settlement 1646-1660*, paperback ed., Macmillan, 1990. Taft, B., 'That Lusty Puss, the Good Old Cause,' *Historical Journal*, 5-3, 1984. Hutton, R., *The Restoration: A Political History of England and Wales, 1658-1667*, Oxford U. P., 1985. Mayers, R. E., 1659: *The Crisis of the Commonwealth*, The Royal Historical Society, 2004. 今井、前掲論文。
- (17) 十七世紀英国共和主義の「カノン」ということでは、ほかにH・ネーヴィル、A・シドニー、E・ラズロー、A・ブーヴェル(Andrew Marvell, 1621-1678)らが挙げられるが、彼らの実践家としての活躍は護国卿体制下において見出されるも、文筆家としての本格的な活動は王制復古期に属す。
- (18) Cf. Worden, B., 'Harrington's 'Oceana': Origins and Aftermath, 1651-1660,' in Wootton, D., ed. *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776*, Stanford U. P., 1994, pp.126ff. Scott, J., *Commonwealth Principles: Republican Writing of the English Revolution*, Cambridge U. P., 2004, chaps.13-4. Rahe, P. A., *Against Throne and Alter:*

- Machiavelli and Political Theory under the English Republic*, Cambridge, U. P., 2008, chap.7.
- (19) Robbins, C., *The Eighteenth-Century Commonwealthman: Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*, Harvard U. P., 1959. Robbins, C. ed., *Two English Republican Tracts*, Cambridge U. P., 1969.
- (20) Pocock, J. G. A., *The Machiavellian Moment*, revised ed., Princeton U. P., 2003 [田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『トキヤ・マキアヴェリヤン・モーメント』各古屋大学出版会「二〇〇八年」].
- (21) Pocock, J. G. A., *Virtu, Commerce, and History*, Cambridge U. P., 1985 [田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房「一九九三年」], pp.215ff. Skinner, Q., *Liberty before Liberalism*, Cambridge U. P., 1998 [梅津順一訳『自由主義の先立の自由』麗澤堂大学出版会「二〇〇一年」], chap.1. Worden, B., 'Marchamont Nedham and English Republicanism,' in Wootton, ed. *op.cit.*, pp.49-50. Worden, B., 'English Republicanism,' in Burns, J. H., ed., *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, paperback ed., Cambridge U. P., 1994, p.443.
- (22) Robbins, *The Eighteenth-Century Commonwealthman*, p.5.
- (23) Pocock, *The Machiavellian Moment*, p.345. ただし「」の最後の点については、本稿の考察の線から考えれば限り、明らかにポカーロットの勇み足である。
- (24) Cf. Appleby, J. O., *Capitalism and a New Social Order: The Republican Vision of the 1790s*, New York U. P., 1984. Diggins, J. P., *The Last Soul of American Politics: Virtue, Self-Interest, and the Foundations of Liberalism*, Basic Books, 1984. Hamowy, R., 'Cato's Letters, John Locke and the Republican Paradigm,' *History of Political Thought*, 11-2, 1990. Kramin, I., *Republicanism and Bourgeois Radicalism: Political Ideology in Late Eighteenth-Century England and America*, Cornell U. P., 1991. Rahe, P. A., *Republicanism Ancient and Modern: Classical Republicanism and the American Tradition*, University of North Carolina Press, 1992. Breen, T. H., *The Lockean Moment: An Inaugural Lecture Delivered before the University of Oxford*, The Clarendon Press, 2001. Connell, W., 'The Republican Idea,' in Hankins, J., ed., *Renaissance Civic Humanism: Reappraisals and Reflections*, paperback ed., Cambridge U. P., 2003.
- (25) Isaac, J. C., 'Republicanism vs Liberalism? A Reconsideration,' *History of Political Thought*, 9-2, 1988, pp.349ff. Patten, A., 'The Republican Critique of Liberalism,' *British Journal of Political Science*, 26, 1994, pp.25ff. Nadon, C., 'Aristotle and the Republican Paradigm: A Reconsideration of Pocock's Machiavellian Moment,' *Review of Politics*, 58-4, 1996, pp.677ff. 私のみ「前」スキナーの言ひ「ネオ・ローマン理論が」十七世紀イングラントにならうて契約論とされたに区分けられ

- ない点を指摘したことがある。以下を参照せよ。大澤麦「クエンティン・スキナー著『自由主義に先立つ自由』をめぐる」、『政治思想学会会報』一五・二〇〇二年、一九一―二〇頁。そうしたなかで、スキナーやP・ペティットはI・パールの議論を手掛かりに、自由主義と区別される共和主義の特質を「非支配」という自由観に求める考察を展開し、大きな反響を呼んだことは周知のとおりである。以下を参照せよ。Skinner, Q., 'The Idea of Negative Liberty', in Rorty, R., Schneewind, J. B., and Skinner, Q., eds., *Philosophy in History*, Cambridge U. P., 1984. Pettit, P., 'Negative Liberty, Liberal and Republican', *European Journal of Philosophy*, 1, 1993. Pettit, P., *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford U. P., 1997. Skinner, *Liberty before Liberalism*. Skinner, Q., 'A Third Concept of Liberty', *Proceedings of the British Academy*, 117, 2002. Pettit, P., 'Discourse Theory and Republican Freedom', in Weinstock, D. and Nadeau, C., eds., *Republicanism: History, Theory and Practice*, Frank Cass, 2004. Larmore, C., 'Liberal and Republican Conception of Freedom', in *ibid.* Nadeau, C., 'Non-Domination as a Moral Ideal', in *ibid.* Skinner, Q., *Hobbes and Republican Liberty*, Cambridge U. P., 2008. スキナーとペティットの自由論を主題とした論考として以下を参照せよ。小田川大典「共和主義と自由：スキナー、ペティット、あるいはマジノ線メンタリティー」、『岡山大学法学会雑誌』五四―四二二〇五年。さらに、この論点はリベラル・コミュニタリアン論争のなかに参入せられることで、自由主義vs共和主義という図式のなかで問題の再定式化の試みがなされるに至った。以下の論文集は、こうした問題関心の下で考察された興味深い諸論考を含んでいる。佐伯啓思・松原隆一郎編『共和主義ルネサンス：現代西欧思想の変貌』NTT出版、二〇〇七年。
- (26) Wootton, D., 'The Republican Tradition: From Commonwealth to Common Sense', in Wootton, ed., *op. cit.* van Gelderen, M. and Skinner, Q., eds., *Republicanism: A Shared European Heritage*, 2 vols., Cambridge U. P., 2002. 田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間：シヴィック・ビューロクラシーの可能性』名古屋大学出版会、二〇〇六年。
- (27) Pocock, Editorial and Historical Introductions to *The Political Works of James Harrington*, p.5.
- (28) Worden, Introduction to *The Excellency of a Free-State Or, The Right Constitution of a Commonwealth*, p.16.
- (29) ウォーデンによれば、*republic* と同一の語源を有する *commonwealth* は、当時におよび、国家一般を表すために「共通善あるは公共善」(common or public good) という意味を依然として有していた。Worden, B., *God's Instruments*, Oxford U. P., 2012, pp.274-5. ただし、このことによつて、*コモンウェルス* と *メン* が公共の精神をもつ有徳な市民と受け取られていたとも思われぬ。このこととの関係で注意すべきは、*コモンウェルス* と *メン* がかつては主に経済史分野で、十六世紀の「囲い込み運動」の反対派や教会における貧民救済等の社会改革に携わる人々の「党派」として、強調される

ことがあったことである。しかし、M・L・ブッシュやG・R・エルトンの研究以後、こうした「党派」の存在は否定されてくるやうである。Bush, M. L., *The Government Policy of Protector Somerset*, Edward Arnold, 1975, pp.61ff. Elton, G. R., 'Reform and the "Commonwealth-Men" of Edward VI's Reign', in Clark, P., Smith, A. G. T. and Tyacke, N., eds., *The English Common-Wealth 1547-1640*, Leicester U. P., 1979, pp.245. また、エルトンによれば、十六世紀における 'commonwealth' は「共通善」(common good) 以上の意味は持ち得なかったとされる (*ibid.*, p.24)。この点は以下の近年の研究によっても確認されつつあるやうである。Early Modern Research Group, 'Commonwealth: The Social, Cultural, and Conceptual Contexts of an Early Modern Keyword', *Historical Journal*, 54, 2011. たまた、イングラントではルネサンス期以降、アリストテレスやホリトピオスの混合政体論の受容が始まっており (Weston, C. C., *English Constitutional Theory and the House of Lords*, Columbia U. P., 1965, p.10)。ホリザヌスの時代には王国を共通善の保たれた良き政治的共同体という意味で 'commonwealth' と 'republic' と呼ぶ用語法も存在していたとの指摘がある (Collinson, P., 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', *Bulletin of the John Rylands University of Manchester*, 69, 1986, p.400)。また、共和主義の始動を一六四九年とするポーロッタへの反論を意図して、古典的人文主義を淵源にちり「市民意識」の存在をホリザヌス朝イングラントに求める研究も貴重なものである。以下を参照せよ。Collinson, P., *De Republica Anglorum: or, History with the Politics Put Back*, Cambridge U. P., 1990, pp.23-4. Peltonen, M., *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought 1570-1640*, Cambridge U. P., 1995. 佐々木武「近世共和主義」『主権国家と啓蒙』(岩波講座世界歴史一六) 岩波書店、一九九九年。McDiarmid, J. F., ed., *The Monarchical Republic of Early Modern England: Essays in Response to Patrick Collinson*, Ashgate, 2007. Hunt, A., 'The Monarchical Republic of Mary I', *The Historical Journal*, 52-3, 2009. ただし、護国卿体制下の共和主義の問題に絞った本稿におおづれば、この論点にこれ以上立ち入らなう。

- (30) この点の詳細は以下を参照せよ。大澤「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』…英国共和主義思想における社会契約論」。
- (31) Jones, *op.cit.*, chap.1.
- (32) この論争の概要については、以下を参照せよ。Wallace, J. M., 'The Engagement Controversy 1649-52', *Bulletin of the New York Public Library*, 68, 1964.
- (33) Rous, F., *The Lancifness of Obeying the Present Government*, 1649 in Malcom, ed., *op.cit.*, p.251.
- (34) Nedham, M., *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, ed. by Knachel, P. A., The U. P. of Virginia, 1969.

- pp.27-8.
- (35) *ibid.*, p.34.
- (36) *ibid.*, pp.38-9.
- (37) この審議の模様は以下を参照せよ。「パトニー討論」、大澤麦・澁谷浩編訳『デモクラシーにおける討論の生誕…ピューリタン革命における「パトニー討論」』聖学院大学出版会、一九九九年、七二頁以下所収。私はこの契約説と結びついた共和国の構想を、古典的共和主義と別系譜のもうひとつの共和主義として提唱している。詳細は以下を参照せよ。大澤、「共和制イングランドの成立とレヴェラーズの『人民協約』」、九七―八頁。本稿も、後続する論証のなかで示されるとおり、このテーゼを補強するものとなるはずである。
- (38) B・ウォーデンは、一六四〇年代半ばから国王処刑に至るまでの軍やレヴェラーズが、せいぜい国王を人民の「官吏」に位置づけるに止まり、共和制の具体的な構想を示さなかったと述べているが、彼はそこで『人民協約』と『土官人民協約』になぜか全く言及していない。軍とレヴェラーズを「共和主義」から放逐するための意図が働いているとしか私には思えない。Worden, B., 'Marchamont Nedham and English Republicanism,' in Wootton, ed., *op.cit.*, pp.54-5.
- (39) *An Agreement of the People for a Firm and Present Peace, upon Grounds of Common-Right and Freedom*, 1647, in Wolfe, D., ed., *Leveler Manifestoes of the Puritan Revolution*, Frank Cass & Co. Ltd, 1967, pp.227, 232. 邦訳は大澤・澁谷前掲編訳書に収録されている。
- (40) *ibid.*, p.230.
- (41) *ibid.*, pp.227-8.
- (42) Woolych, A., *Soldiers and Statesmen : The General Council of the Army and tis Debates, 1647-1648*, Oxford U. P., 1987, pp.243ff.
- (43) *Journal of the House of Commons: 1648-1651*, vol. 6, 1802, p.122.
- (44) Barber, S., *Regicides and Republicanism: Politics and Ethics in the English Revolution, 1646-1659*, Edinburgh U. P., 1998, pp.160-1, 176-83.
- (45) Engagement to be Taken by All Men of the Age of Eighteen, 1650, in Gardiner, ed., *op.cit.*, p.307.
- (46) Milton, J., *A Defence of the People of England*, in *John Milton Political Writings*, ed. by Dzelzainis, M., transl. by Gruzeller, C., Cambridge U. P., 1991, pp.68-9, 76-7, 94, 113, 126-7, 147-8, 163-77, 227, 240-5. [新井明・野呂有子訳「インマテラント国民のための第一弁護論および第二弁護論」聖学院大学出版会「二〇〇三年」]。

- (47) Rahe, *Against Throne and Alter: Machiavelli and Political Theory under the English Republic*, pp.23-6. Dzelzainis, M., 'Milton's Classical Republicanism,' in Armitage, D., Himy, A. and Skinner, Q., eds., *Milton and Republicanism*, Cambridge U. P., 1995, pp.13-4. なお、レイヒは、ポーロックやウォーデンに反して、このバイディアの伝統からの離脱とこの点からハリントン・マニタムを古典的共和主義者のカテゴリーから外している。
- (48) Milton, *op.cit.*, p.252.
- (49) *ibid.*, pp.180-1, 193-5.
- (50) Nedham, *The Case of the Commonwealth of England*, *Stated*, chap. 5.
- (51) Nedham, *The Excellence of a Free-State*, *passim*.
- (52) 本稿においては、両者をこなべり・ストリーターの意義を初めて明瞭に提示したN・スミスの研究が極めて重要である。Smith, N., 'Popular Republicanism in the 1650s: John Streater's 'heroick mechanicks', in Armitage, Himy and Skinner, eds., *op.cit.*, esp. pp.138-40. なお、他のS・D・タロヴァーは一六四〇年代のちやからレヴェエラースの思想に共和主義の影響がある可能性を考察している。Glover, S. D., 'The Putney Debates: Popular versus Elist Republicanism,' *Past and Present*, 164, 1999, *passim*. この点については、以下を併せて参照せよ。Smith, N., *Literature & Revolution in England*, 1640-1660, Yale U. P., 1997, pp.178-82. また、J・スロットも同様にレヴェエラースのなかに共和主義思想の言説が認められることを指摘している。しかし、その際に彼が重視するのは、ニータムとレヴェエラースの指導者J・リルバーンとの直接的な人的交流関係であって、その結果、両者の思想的区別が全くつけられてはいない。Scott, *Commonwealth Principles*, pp.243-9. これに対しR・フォクスレーの最新の研究は非常に啓発的である。彼は一六四〇年代のレヴェエラースの議論が五〇年代の共和主義にどのように入り込んだかという角度から問題を立てており、本稿の趣旨とかなり近い。最終的には、レヴェエラースのポピュリズムと共和主義のもつ貴族主義とが反目する可能性が指摘されている。Foxley, R., *The Levellers: Radical Political Thought in the English Revolution*, Manchester U. P., 2013, pp.196, 207, 220.
- (53) Smith, *op.cit.*, p.144.
- (54) Cf. Foxley, *op.cit.*, pp.204-5.
- (55) ストリーターについては、注(52)に示したN・スミスの研究に加え、以下の文献が有益な示唆を与えてくれた。Raymond, J., 'John Streater and the Grand Politic Informer,' *Historical Journal*, 41:2, 1998. Johns, A., *The Nature of the Print and Knowledge in the Making*, The University of Chicago Press, 1998, chap.4.
- (56) Streater, J., *A Glimpse of That Jewel, Judicial, Just, Preserving Libertie*, London, 1653, To the Reader.

- (57) *ibid.*, pp.1-2.
- (58) *ibid.*, pp.3-5.
- (59) *ibid.*, pp.2, 5, 9-10.
- (60) これらのレヴェエラースの主張についての詳細は以下を参照せよ。大澤麦『自然権としてのプロパティ…イングリランド革命における急進主義政治思想の展開』成文堂、一九九五年、第二章。
- (61) Streater, *op.cit.*, pp.11, 15.
- (62) Streater, *Secret Reasons of State in Reference to the Affairs of the Nations*, pp.3-5.
- (63) Raymond, *op.cit.*, p.570.
- (64) S・バーバーはクロムウェル批判のトラクトと取るが、ストリーターのような率直さはなく、むしろ政府への要求・提言をきかめたものと言った方がよい。Barber, *op.cit.*, pp.204-5.
- (65) J. W., [Wildman, J.] *A Mite to the Treasury, of Consideration in the Common-Wealth*, London, 1653, pp.3, 6.
- (66) [Wildman, J.] *A Declaration of the Free-born people of England, Now in Arms against the Tyrannie and Oppression of Oliver Cromwell Esq.*, London, 1654.
- (67) *To His Highness the Lord Protector, etke. and Our General: The Humble Petition of Several Colonels of the Army*, London, 1654.
- (68) Taft, B., 'The Humble Petition of Several Colonels of the Army: Character, and Results of Military Opposition to Cromwell's Protectorate,' *The Huntington Library Quarterly*, 42-1, 1978, p.15.
- (69) *ibid.*, pp.22, 33, 36-40.
- (70) 実際の「統治章典」では「絶対的な拒否権」は規定されていない。この点は後述する。
- (71) Rahe, *op.cit.*, p.223.
- (72) *A Representation from His Excellencie S. Thomas Fairfax*, Cambridge, 1647. 抄訳は大澤・澁谷前掲編訳書に収録される。¹²⁸
- (73) *A Remonstrance of His Excellency Thomas Lord Fairfax*, London, 1648.
- (74) Lilburne, L., *The Upright Mans Vindication*, London, 1653, pp.7-8.
- (75) *ibid.*, p.9.
- (76) *ibid.*, pp.10-11.

- (77) *ibid.*, pp.11-12.
- (78) Frank, J., *The Levellers*. Harvard U. P., 1955, pp.92-3. 大澤『自然権としてのプロパティ』、一六一―七頁。
- (79) Lilburne, *op.cit.*, p.12. その他、リルバーンは以下の同一時期のトラクトでも古典古代の歴史に引照しつつ、レビューエーヌの原理を説く手法を用いている。Lilburne, J., L., *Colonel John Lilburne retired*. London, 1653, pp.9-10.
- (80) Instrument of Government, pp.406ff.
- (81) *ibid.*, pp.407-11.
- (82) Worden, *God's Instruments*, p.238.
- (83) Lomas, S. C., ed., *The Letters and Speeches of Oliver Cromwell*, Methen, 1904, vol.2, p.382.
- (84) Instrument of Government, p.416.
- (85) Worden, *op.cit.*, pp.73-4. Little, P. and Smith, D. L., *Parliaments and Politics during the Cromwellian Protectorate*, Cambridge U. P., 2007, pp. 201ff.
- (86) Worden, *op.cit.*, p.72. 護国卿体制の初年度に「共和国臣従契約」も廃止になるが、これが長老派の体制への包摂を妨げようとする認識か否か不明だ。Worden, *Literature and Politics in Cromwellian England*, p.304.
- (87) Vane, H., *A Healing Question Propounded and Resolved upon Occasion of the Late Publique and Seasonable Call to Humiliation*. London, 1656, p.2.
- (88) *ibid.*, pp.4-5.
- (89) *ibid.*, pp.5-7.
- (90) *ibid.*, pp.7-11.
- (91) *ibid.*, pp.16-7.
- (92) *ibid.*, p.18.
- (93) Nedham, M., *A True State of the Commonwealth*, London, 1654, pp.10-11, 22, 24. Worden, B., *The Rump Parliament 1648-1653*, Cambridge U. P., 1977, p.360.
- (94) Durston, C., *Cromwell's Major-Generals*, Manchester U. P., 2001, pp.210ff.
- (95) Farr, D., *John Lambert, Parliamentary Soldier and Cromwellian Major-General, 1619-1684*. The Boydell Press, 2003, pp.111ff.
- (96) Little and Smith, *op.cit.*, pp.107, 109. Reece, H., *The Army in Cromwellian England 1649-1660*, Oxford U. P., 2013, p.166.

- (97) Remonstrance, 1657, in Little and Smith, *op. cit.*, p.307.
- (98) *ibid.*, p.308.
- (99) Harrington, J., *The Commonwealth of Oceana*, in Pocock, ed., *op. cit.*, p.191.
- (100) Humble Petition and Advice, in Gardiner, ed., *op. cit.*, pp.447ff.
- (101) Woolrych, 'Last Quests for a Settlement 1657-1660', pp.190-5. 2nd, 'That Lusly Puss, the Good Old Cause,' pp.454-8. Vallance, E., 'Harrington, Petitioning, and the Construction of Public Opinion,' in Wiemann, D. and Mahlberg, G., eds., *Perspectives on English Revolutionary Republicanism*, Ashgate, 2014, pp.126-30.
- (102) *XXV Queries*, London, 1659, p.5.
- (103) *A Declaration of the Well-affected to the Good Old Cause*, London, 1659.
- (104) その代表的なものは以下に紹介された。Woolrych, A., 'Last Quests for a Settlement 1657-1660', pp.193-5.
- (105) ソーローターの著書の推定を以下の文書に置く。Ashley, M., *John Wildman, Plotter and Postmaster: A Study of the English Republican Movement in the Seventeenth Century*, Yale U. P., 1947, pp.136-7. Woolrych, A., 'Good Old Cause and the Fall of the Protectorate,' *Cambridge Historical Journal*, 13-2, 1957, p.158.
- (106) [Wildman, J.,] *The Leveller: or, the Principles & Maxims Concerning Government and Religion*, London, 1659, p.5.
- (107) *ibid.*, p.6.
- (108) *ibid.*, pp.7-8.
- (109) *ibid.*, pp.9ff.
- (110) Dzelzainis, M., 'Harrington and the Oligarchs: Milton, Vane, and Stubbe,' in Wiemann and Mahlberg, eds., *op. cit.*, p.19.
- (111) Duncon, S., *Several Proposals*, London, 1659, p.3.
- (112) Worden, B., 'Harrington's 'Oceana': Origins and Aftermath, 1651-1660,' in Wootton, ed., *op. cit.*, p.127.
- (113) Harrington, J., *The Prerogative of Popular Government*, 1658, in Pocock, ed., *op. cit.*, pp.415-6, 479, 484. 以下の分析は Dzelzainis, *op. cit.* に基本的に依拠している。
- (114) Vane, H., *A Needful Corrective or Balance in Popular Government*, London, 1659, p.6.
- (115) *ibid.*, p.8.
- (116) *ibid.*, p.10.
- (117) Harrington, J., *A Discourse upon This Saying*, 1659, in Pocock, ed., *op. cit.*, p.736.

- (118) Milton, J., *The Ready and Easy Way to Establish a Free Commonwealth*, 1660, in Keeble, N. H. and McDowell, N., eds., *The Complete Works of John Milton*, vol.6, Oxford U. P., 2013 [原田純訳『言論・出版の自由』岩波文庫'二〇〇八年'所収], p.487.
- (119) *ibid.*, pp.491, 493.
- (120) *ibid.*, pp.513, 515.
- (121) *ibid.*, p.487.
- (122) *ibid.*, p.517.
- (123) *ibid.*, pp.517, 519.
- (124) *ibid.*, p.519.
- (125) Brown, C. C., 'Great Senates and Godly Education: Politics and Cultural Renewal in Some Pre- and Post-Revolutionary Texts of Milton,' in Armitage, Himy and Skinner, eds., *op.cit.*, p. 52.
- (126) Smith and Little, *op.cit.*, esp. chap.5.
- (127) *ibid.*, chap.2.
- (128) Instrument of Government, p.406.
- (129) *ibid.*, p.413.
- (130) Woodford, B., *Perceptions of a Monarchy without a King: Reaction to Oliver Cromwell's Power*, McGill-Queen's U. P., 2013, pp.177-8.
- (131) Harrington, *The Commonwealth of Oceana*, p.185.
- (132) *ibid.*, p.251.
- (133) *ibid.*, pp.217, 251.
- (134) Goldie, M., 'The Civil Religion of James Harrington,' in Pagden, A., ed., *The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe*, paperback ed., Cambridge, U. P., p.218.
- (135) Abbott, W. C., ed., *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, vol.4., Harvard U. P., 1947, p.481.

〈附記〉

本稿は、二〇一六年五月二十九日に名古屋大学で開催された政治思想学会第二十三回研究大会での研究発表「共和国のモーメント・O・クロムウェル護国卿体制下の共和派の理念」モメンツ・オ・クリムウェルの報告原稿に、加筆と修正を施したものである。

また本稿は、平成二十六―二十八年年度科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（課題番号：二六三八〇一七六）による研究成果の一部である。